

木更津市第3次地域情報化推進プラン策定等
支援業務委託に係る

公募型プロポーザル実施要領

令和元年8月

木更津市企画部情報政策課

木更津市第3次地域情報化推進プラン策定等支援業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、木更津市第3次地域情報化推進プラン策定等支援業務委託について、当該業務の目的及び内容に最も適した業者を選定するためのプロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務の概要

- (1) 業務名 木更津市第3次地域情報化推進プラン策定等支援業務委託
- (2) 業務の内容 別添「木更津市第3次地域情報化推進プラン策定等支援業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 委託契約締結日から令和2年3月27日まで
- (4) 提案上限額 4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務の最大規模を示す額である。

3 委託業務の目的及び公募型プロポーザルの理由

本プランは、本市の地域情報化に関する最上位の個別計画として、上位計画の基本構想、基本計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合性を図りながら、「現プラン」及び平成30年3月にオーガニックなまちづくりの推進をICTで支えるため、現プランを補完するプランとして策定した「木更津市地域ICT推進プラン」における取組内容及び成果等を踏まえ、産学官の連携のもと、地域の状況や課題等を把握し、本市の地域情報化推進の基本的な方向性と具体的な施策を明らかにします。これに伴い想定される本委託業務には、専門性、高い企画力、豊富な経験が求められるため、価格競争で選定するのではなく、公募により企画を提案してもらい、企画力・業務経験等を審査の上、事業者を選定する「公募型プロポーザル方式」にて実施するものである。

4 契約の方法

随意契約とする。なお、参加資格があると認められた者から提出された企画提案書の内容について、本市関係者で構成する木更津市第3次地域情報化推進プラン策定等支援業務受託候補者選定審査会で審査し、随意契約の相手候補者（以下「受託候補者」という。）を決定する。

5 参加資格

- (1) プロポーザル参加意向申出書（第1号様式、以下「申出書」という。）の提出期限日（令和元年8月19日）において木更津市入札参加資格者名簿に登載がなされていること。
- (2) 受注者を決定する日までに、木更津市入札参加資格者指名停止措置要領及び木更津市入札契約に係る暴力団対策措置要綱の規定により指名停止措置を受けていない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の事項のいずれにも該当しない者

- ア. 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者、又は受注者を決定する前6か月以内に、手形、小切手を不渡りにした者
 - イ. 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ウ. 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (4) 第1号の規定は、入札参加資格を有する者が少ない場合又はいない場合等のほか、入札参加資格の有無にかかわらず、広く提案を求める必要があると認められるときは適用しないものとする。ただし、この場合は、会社の規模、財務状況等について、入札参加資格審査申請に準じた審査を行うものとする。

6 実施スケジュール

項目	日程
(1) 実施要領等の配布	令和元年8月5日（月）から
(2) 質問の受付	
(3) 質問の受付期限	令和元年8月9日（金）午後5時15分まで
(4) 質問の回答	令和元年8月14日（水）
(5) 参加意向申出書の提出期限	令和元年8月19日（月）午後5時15分まで
(6) 参加資格審査の結果通知	令和元年8月20日（火）
(7) 企画提案書等の提出期限	令和元年8月23日（金）午後5時15分まで
(8) 企画提案書等の書類審査	令和元年8月28日（水）
(9) 審査結果通知	令和元年8月28日（水）
(10) 契約締結及び委託開始	令和元年8月30日（金）以降

※実施スケジュールについては、変更することがある。

7 プロポーザルにおける提案事項

本プロポーザルでは、「木更津市第3次地域情報化推進プラン策定等支援業務委託仕様書」内の委託業務の内容に則したもので、効果的かつ具体的な以下の提案を求める。

- (1) 情報通信技術の動向、国・県の施策の動向把握及び地方公共団体を取り巻く ICT 環境の変化についての収集・分析等並びに本市情報化の現状把握と分析等について
- (2) 現状把握調査を踏まえた基本方針の検討・整理等について
- (3) 具体的な施策展開の検討・整理等について
- (4) 業務完了までの計画工程

8 実施要領、仕様書及び申請様式の配布

- (1) 配布期間 令和元年8月5日（月）から
- (2) 配布資料 別紙 配布資料一覧のとおり
- (3) 配布方法及び場所、配布時間 木更津市ホームページよりダウンロードによる。

※郵送・ファクス及び電子メールでの配布は行いません。

9 プロポーザル参加の手続き

- (1) 提出書類 第1号様式（申出書）による
- (2) 提出期限 令和元年8月19日（月）午後5時15分まで
- (3) 提出先 〒292-8501 木更津市富士見一丁目2番1号 木更津市役所駅前庁舎
木更津市企画部情報政策課 （電話：0438-23-8074）
- (4) 提出方法 持参
- (5) 提出部数 1部

※本プロポーザルに参加しようとする事業者は、申出書を提出すること。なお、提出期限を過ぎてからの申出書の提出は受け付けない。

10 質問書の受付及び回答

本委託業務及びプロポーザルについて質問のある場合は、開封確認を付した電子メールにより、令和元年8月5日（月）から令和元年8月9日（金）午後5時15分までに質問書（第2号様式による）を提出すること。また、電子メールの送信後、開封通知が届かない場合は、電話にて確認を行うこと。なお電子メール以外の方法及び質問期間終了後に提出された質問書は受け付けない。回答については、随時各者にすると共に、令和元年8月14日（水）に全ての質問及び回答を木更津市ホームページ内に掲載する。

11 提案資格確認結果の通知

提出された申出書について、「5 参加資格(1)～(4)」により書類選考を行った上、企画提案事業者を決定するとともに、申出書提出者全員に結果を書面にて通知する。

申出者多数の場合は、木更津市第3次地域情報化推進プラン策定等支援業務受託候補者選定審査会で下記①、②について事前審査し、企画提案事業者を限定することがある。

なお、事前審査結果についての異議申立てには、一切応じない。

- ①過去において十分な業務実績を有しているか
- ②経験豊かな技術担当者による業務実施体制となっているか

結果通知日 令和元年8月20日（火）

※通知日に郵送及び電子メール（結果通知書写しのPDFを添付）により通知する。

12 企画提案書等の提出

企画提案者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。なお、1者につき1つの提案の提出に限り、提出期限を過ぎてからの企画提案書等の提出は受け付けない。

- (1) 提出期限 令和元年8月23日（金）午後5時15分まで
- (2) 提出先 〒292-8501 木更津市富士見一丁目2番1号 木更津市役所駅前庁舎
木更津市企画部情報政策課 （電話：0438-23-8074）
- (3) 提出方法 持参
- (4) 提出部数 8部（見積書は原本1部）

13 企画提案書等の書類審査

本プロポーザルについては、プレゼンテーションは行わないこととし、木更津市第3次地域情報化推進プラン策定等支援業務受託候補者選定審査会において、企画提案書等の書類による審査を実施する。

14 審査結果通知

審査結果は、令和元年8月28日（水）に、企画提案事業者に対し、電話連絡後、書面にて通知する。なお、審査結果についての異議申立てには、一切応じない。

15 企画提案書等の作成

企画提案事業者は、次のとおり企画提案書等を作成すること。

- (1) 第3号様式 提案書1部
- (2) 企画提案書（様式任意）8部
A4版縦型、横書き、左綴じとする。カラー可。事業者名記載。枚数制限なし。刷り方片面。
ただし、図表等については、必要に応じてA3版も可とする。
- (3) 業務工程表（様式任意）8部
A4、A3版どちらでも可。事業者名を記載すること。
- (4) 見積書（様式任意）1部
「木更津市第3次地域情報化推進プラン策定等支援業務委託」についての見積りと内訳。
- (5) 会社概要（様式任意）8部
パンフレットも可。
※作成にあたっては日本語を用い、通貨は円で表示すること。

16 受託候補者の選定の方法

別紙「木更津市第3次地域情報化推進プラン策定等支援業務受託候補者選定審査要領」による。

17 無効又は失格

申出書又は企画提案書等が次の事項のいずれかに該当する場合は、無効又は失格となる場合がある。

- (1) 提出期限が守られなかったとき
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの
- (4) 企画提案書等の提出時における見積書の金額が提案上限額を超えているもの

18 受託候補者選定後の委託契約手続き

(1) 企画提案書の内容について、市と受託候補者との協議により別途仕様書を作成し業務内容を決定後、木更津市財務規則（昭和62年規則第1号）に定める随意契約の手続きにより受託候補者から再度、見積書（企画提案書等の提出時の見積書と別に）を徴取し、予定価格の範囲内

であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。

(2) 上記により受託候補者との協議等が整わなかった場合は、木更津市第3次地域情報化推進プラン策定等支援業務受託候補者選定審査要領による準受託候補者と協議を行うものとする。

19 その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、企画提案事業者の負担とする。
- (2) 提出期限までに申出書の提出がなかった場合又は市からの書類選考結果通知による企画提案依頼がなかった場合は、企画提案書を提出することができない。
- (3) 提出された申出書及び企画提案書等は、審査及び説明の目的にその写しを作成し、使用することができるものとする。
- (4) 提出期限以降における申出書及び企画提案書等の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出された申出書及び企画提案書等は返却しない。
- (6) 申出書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出するものとする。また、書類選考結果通知後、提出期限までに企画提案書等の提出がない場合は、辞退したものとみなす。
- (7) 本プロポーザルにより決定した事業者は、本委託業務の主たる部分を再委託してはならない。
- (8) 本委託業務履行のため、木更津市から貸与された資料は、本業務の目的以外に使用することはできない。なお、資料は、本業務完了後速やかに返却するものとする。
- (9) 本委託業務の履行に伴い生じた著作権その他の権利は、木更津市に帰属するものとする。
- (10) joho@city.kisarazu.lg.jp からの電子メールを受信できるようにパソコンの設定を行うものとする。

20 担当部局

〒292-8501 木更津市富士見一丁目2番1号 木更津市役所駅前庁舎

木更津市企画部情報政策課

電話 0438-23-8074

E-mail joho@city.kisarazu.lg.jp

附則

この要領は、令和元年8月5日から施行する。